



5人の議員から一般質問があり、町長、教育長の考えを問いました。

高齢者の健康づくりへの取り組みは

大野 一 男 議員



質問

高齢者の健康づくりを推進し、健康で元気に日常生活を営める地域社会を形成することとは重要な政策課題と考えます。

せたな町地域ケア構想には、高齢者が健やかに、はつらつと暮らせるための様々な施策が掲げられていますが、行政のみが負担を負うのではなく、地域住民の様々な活力との互助、共助によりこうした事業の推進が図られるようなその仕組みを積極的に推進していくことが求められています。

町は住民参加型高齢者生活支援推進事業として町内5地域で延べ25回の集会を開催し、

貴重な意見交換ができたと思います。

次の提案も含め町長に所見をお伺いします。

- ① ふまネット運動を地域での健康教室の普及、促進のモデルケースとして取り組む。
- ② 高齢者が、いつでも気軽に集える集会所を各区に確保整備し、運営は民間ボランティア等を念頭に検討する。
- ③ 日常生活に軽スポーツを取り入れたライフスタイルを奨励し、生涯スポーツの普及を図る。

地域との話し合いを重ね、高齢者の心身の健康維持に努める

答弁 町長

誰もが高齢となり医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが

できるよう保健、医療、福祉等各分野が連携を図りながら、サービスを提供するための方針として地域ケア構想を策定しています。

① ふまねつと事業は認知症予防、介護予防を主な趣旨とし平成24年から各区で実施しています。さらに多くの高齢者が参加する機会を持てるよう事業を進めています。

今後、取り組みを拡大していくには、さらに多くのインストラクター又はサポーターの養成が必要となりますので、平成26年度には、インストラクター等の養成のために講師を招いて研修会を開催し、介護予防の充実に努めていきます。

② 高齢者がいつでも気軽に集える集会所の確保・整備については、住民参加型高齢者生活支援等推進事業の意見交換においても日中楽しめる場所、高齢者、若者、子ども世代の交流の場、気軽に集まれる場所等の必要性が挙げられていました。

こうした意見を踏まえ、公

再質問

共施設等の活用方法を検討し、閉じこもりがちな高齢者の方が外に出て、世代を問わず交流をすることのできる仕組みやきつかけづくり、個人、町内会、団体、行政ができる事等、平成26年度も地域の皆さんとの話し合いを重ね進めていくことで、心身の健康維持ができるよう努めていきます。

③ 軽スポーツの普及による日常生活にスポーツを取り入れたライフスタイルの奨励については意見交換会で、パークゴルフ、エアロビクス、スポーツダンス、ゲートボール等、一緒に楽しめる会員が年々少なくなっているとの意見を頂きました。

再質問 団塊の世代の方々が高齢者となる2025年問題に備え、健康で元気な高齢者を育ていく事がより一層求められています。

町も地域活動を活用し、できる事は共同でやっていく等の体制を整えていく事が大事ではないかと思っています。

集会所ですが北檜山区、瀬棚区には、管理人がいる公共施設がいくつかありますが、大成区にはありません。

そこで、大成町民センターに管理人を置き、気軽に集える集会所として地域の方に提供し利用して頂いてはいかがでしょうか。管理人は、地域の方にボランティアでお願いするか、社協の事務所をここに移転して管理・運営を兼ねてもらおう等いろいろ検討し実行して頂きたい。

軽スポーツの普及ですが、現在せたま町体育協会に38競技団体が加盟していて、パークゴルフ等の軽スポーツの団体も多数あります。

生涯スポーツは教育委員会

の所管ですが、高齢者の健康づくり促進で各課横断的に連携し推進を図って頂きたい。

集会所の日常的な受け入れを検討する

再答弁 町長

2025年問題は、当町においては真つ只中にあり、当町の取り組みが参考になるよう一生懸命取り組んでいるところ です。

高齢者の健康寿命を延ばし、安心・安全でこの地域に住み続けられるようにすることが一番求められていることではないかと思っています。

そのためには、町も様々な事業を通してこれに対応しています。しかし、町だけでは当然成果を上げる事はできませんので、高齢者自身、ボランティアの皆さん、社会福祉協議会の4者がきちんと連携を取り行動していく必要があります。高齢者の皆さんには、自分の問題として受け止め、町が行う各種事業に積極的に参加して頂くとともに、

日常生活に取り入れて一つのライフスタイルとしてしっかりと継続していく必要があると思っています。

集会所の問題ですが、高齢者の皆さんがいつでも自由に使えるように各町内会の皆さんとよく話し合いをし、そうした状況がもしできていなければ、作っていかねければならないと考えています。

管理人が常駐している公共施設が大成区には少ないというのですが、役場の2階に社会福祉協議会が事務所を構

えていますので、町民センターに事務所を置いて日常的に受け入れが可能な状況を作れないかということも考えて行かなければなりません。是非検討して参りたいと思います。

日常生活にスポーツを取り入れることは、健康寿命を延ばす意味から大変重要な問題であると思います。高齢者自身が取り組んでいるスポーツの中で町の支援が必要である部分については、積極的に関わりを持ち応援、支援をしていきます。



ふまネット運動の様子

農業センターの活性化に向けて

本 多 浩 議員



質問

平成25年に策定された、せ
たな町農業振興ビジョンでは、
将来の担い手の確保、拡大に
向けて農業センターの効果的
な活用を挙げています。

農業センターの更なる活性
化と農業振興へ寄与すること
を目指して2点についてお伺
いします。

① 新規就農者への研修農場
としての活用です。

指導農業士等の農業者に受
け入れを担っていただく案が
主流と考えますが、農業セン
ターが研修の場を提供すると
いった積極的な町の姿勢も必
要ではないか。

② 小中学生を対象とした農

業体験や教育学習への提供が
挙げられます。

また、農林業体験や修学旅
行生の受け入れ等については、
現在、農業者集団や関係機関
団体が中心となって受け入れ
ていますが、今後農業セン
ターにおいて受け入れる考え
はありますか。

以上2点について町長の所
見をお伺いいたします。

新規就農者の目指す 農業が高度化している

答弁 町長

① 新規就農者の研修農場と
しての活用ですが、農業セン
ターでは、平成8年度から17
年度にかけ農業後継者10名を
受け入れ、圃場を活用した露
地野菜栽培の研修を実施して
いましたが、平成18年度以降
は、農協を通じて研修生を募
集しても希望者がいない状況

だったことや、農業センター
の施設規模、人員体制では実
習を主体とした研修が受け入
れ難かったことから途絶えて
います。

また、新規就農者が目指す
農業の高度化、専門化、単一
化が進み高度な技術を持つて
いる農家で研修している事例
が多く、多くの作物を手作業
で作付けしている農業セン
ターでは、ニーズに答えられ
ないと考えています。

② 農業体験学習の場として
の活用ですが、学校農園とし
ての圃場を設け、平成18年度
までは北檜山小学校や左股小
学校が学習の場としていまし
たが、左股小学校の統合等で
学校数も減少し、平成19年度
からは若松小学校のみの利用
となっております。瀬棚小学校
や馬場川小学校での水稻の脱
穀作業には、職員が出向いて
指導しています。

また、例年北檜山保育所の
子供たち70人程度が栗拾いに
訪れています。平成25年度に
実施した親子イモ掘り体験で
は、6組の親子に4種類の



農業センター

ジャガイモ掘りを体験してい
ただきました。

農業センターを活用した農
業体験の今後の在り方につき
ましては、今月開催した農業
センター運営委員会でも、小
学生の農業体験の利用につい
てご意見がありましたので、
農業センターでの体験や学校
に出向いての指導等、学校側

から要望があればしっかりと
応じたいと考えています。

再質問

新規就農者の受け入れに関
しては指導農業士の人数が少
なく、受け入れる農業者も少
数というのが現状ではないで
しょうか。

これを打開するためにも、

農業センターの機能がここに発揮されることが望ましいと考えます。

いずれをとっても農業センター単独で事業の遂行、問題の解決は困難と思いますが、せっかく町と農業関係者が総力を挙げて立ち上げた農業振興ビジョン並びに農業センターの活性化が歳月とともに風化の一途をたどらないように、JAや生産者組織、地域と一体となり協議され活力ある農業農村の実現に向け取り組んでいくことを望んでいます。

今回は提言という形になりましたが、提案の実現に向けては農業センターを利用する農業者の一員として、また、生産部会の一員として積極的に協力する考えです。

町長のお考えを再度お聞きします。

農家の協力を得ながら、研修希望者に対応していく

再答弁 町長

新規就農者を受け入れるこ

とは大事なことです。受け入れた新規就農者がしっかりと定着するというのも大事なことです。

農業を取り巻く環境は厳しい状況にありますので、かなりのレベルの技術がなければ新規就農をして、定着することとは難しい状況にあると思っています。

新規就農者の教育、研修の場としてどこがふさわしいのかとなりますと、様々な試験については農業センターで十分対応できますが、高度な農業技術になると専門の農家の方がしっかりとした研修ができると思っています。

現在は指導農業士が5名、農業士が12名いて、青年就農給付金を受けている2名の方が指導農業士の元で研修をしています。

また、新規就農を希望している方が一人いまして、当町にはこの種の専門的な指導農業士がいませんので、今金町の農家で研修をさせていただいています。

受け入れ体制の整備とし

て、様々な作物に対応するために町内の33力所の農家の協力をいただきながら研修生にとって一番成果が上がる場所で研修をしていただけるように町として準備を進め体制を

中歌漁港の維持管理は

小平 久 議員

間数隻の船は瀬棚港を利用している状況です。

中歌漁港は数年にわたり、漁港の出入り口に土砂が堆積して漁港が航行できない状況が続いています。

ある5トン未満の船主からは、今までに何度か舵を損傷して危険なこともあったと聞かれています。

抜本的な改善策はもちろんですが、現状を考えると浚渫は毎年の維持管理でしなければならぬと思います。

漁港の管理者は北海道ですが、当町の基幹産業にかかる問題でもあり、維持管理を北海道に強く要望していくべき



質問

元浦1区、2区地域の漁業生産活動の基地である中歌漁港の出入り口が秋から冬にかけて土砂が堆積し、漁船の入出港ができない状況が数年続いています。今年も漁港に取り残されヤリイカ漁に出られないなどの支障がありました。土砂浚渫工事が2月26、27日行われたようで、とりあえず解消されたようですが、その



中歌漁港

だと思いますが、町長の見解を伺います。

抜本的方法を含め
振興局と協議する

答弁 町長

中歌漁港の浚渫は、北海道が平成23年6月と平成24年5月に浚渫工事を実施しています。

今回は、緊急を要することから北海道が、本年2月に漁港の出入口を浚渫したことにより、出港できなかった漁船1隻を出港させることができ

ました。

中歌漁港の経緯につきましては、管理している檜山振興局、工事を施工する函館建設管理部も承知しており、問題が発生した都度、できる限り速やかに対応していただいています。

抜本的な方法を含め、今後とも振興局と十分協議をしてまいります。

再質問

これからもこういう状況が予測されるので、振興局を通じて抜本的な対策までこぎつけていただきたい。

中歌漁港は完成港として位置づけられています。毎年のように土砂が堆積して出入港ができないため、冬期間は瀬棚港を利用しなければならず、相当不便を感じている状況です。

中歌漁港と瀬棚港では岸壁の高さが違うなど非常に作業がしづらい状況であり、1日も早く対策をしていただきたい。

港が改善されるまで、漁業者の自衛もお願いしたい

再答弁 町長

抜本的な改革として、島堤を作って静穏度を上げて整備をし、完成港とした結果、こういった状況が生じたということです。

振興局でも砂の流れのシミュレーションなど、十分調査していただいていた状況が起らないようお願いをしています。

島堤も漁業者の要望を受けて作ったということですが、海の状況は正確に読めないということです。

解決には少し長い時間がかかると思っています。漁業者の皆さんにはソナーなどで水深を測定していただき、危ない状況がありましたら教えていただきたい。

今回は振興局と建設管理部はすぐにでも浚渫して航路を開けたいということでしたが、時化や作業日程の変更で2月

に入ってしまったことを漁業者の皆さんには十分説明して理解していただいています。水深を時々測定していただいて危ないときには、ほかの港に移っていただき、漁ができないということとは避けていただきたい。暫定的な措置として、港が改善されるまで、漁業者自らにもそういう取り組みをお願いしたいと考えています。

グリーンパレスの温室は

質問

グリーンパレスに隣接する温室は、農村定住者促進対策事業として平成2年に建設費3265万円で設置されたものと伺っていますが、その温室が利用されなくなって相当の年数が経過しているようです。

利用されなくなった温室に、毎年冬期間暖房を入れているのはおかしいのではないかと指摘が数人の町民から寄せられています。

次の3点について伺います。

- ① 何時から利用されなくなったのか。なぜそうなったのか。
- ② 年間の燃料費を含む維持管理費はいくらか。
- ③ 今後の対応策は、又は撤去もあるのか。

農業センター等と連携し、有効活用を検討する

答弁 町長

旧北檜山町時代に農林漁業に従事する高齢者などの生きがい対策として、平成元年から建物本体とガラス温室の設置など2カ年、国の補助事業である農村定住促進対策事業により整備しました。

① 平成11年以降からは、当初配置していた専任職員の退職に伴い指導者が不在となったため、利用のない状況となった。当初利用していた老人クラブの会員の高齢化もあり具体的な活用方法を見いだせなかった。



グリーンパレスと隣接するガラス温室

- ② 冬期間雪や氷によるガラスの破損防止のためボイラーを利用して最低限の加温と周辺の除雪を行い、施設の維持管理をしている。これらの維持管理費は、平成24年度で、燃料費と除雪経費などで82万円、平成25年度見込みで約65万円。
- ③ 補助金等適正化法に定める耐用年数終了まで5年以上

空き家対策は

あることや施設転用もできない現状においては、ご指摘のとおり燃料代が高騰する中で、有効活用が図られないまま施設の維持管理のみに経費を抱えることは、理解が得られないことから、今後農業センター等と連携した中で、有効活用を検討します。

再質問

10数年にわたって利用されないまま、無為無策で暖房費だけを費やしてきたことに町民の批判があるのです。

目的があって建設し、耐用年数も31年間もある。しかも役場の隣にある施設が何の対応もされなかったことは残念なことです。

もう一度しっかり見直しをして有効対策を考えていただきたい。

再答弁 町長

当初高齢者の生きがい対策として、花の育苗等に使われてきたので、これからできるかどうかも含めて、有効活用に向けて検討していきたい。



質問

近年、全国的に空き家が増加し、防災・防犯上の観点から問題にもなっています。

総務省住宅・土地統計調査によれば空き家の数は2008年に全国で約760万戸となり、この20年で約2倍、空き家率でみれば住宅全体の約13%にもなっています。

今や8軒に1軒が空き家という現状と言われています。

空き家が増え続ける背景には高齢化や過疎化があり、一人暮らしが困難になったことによる子供の元への転居、居住者が亡くなる場合も多く、中には病院に入院したまま家が放置されるケースもあるかと思っています。

澤田光子 議員

そこで、せたな町として空き家の実態調査をしたことがあるのか。また、調査する考えはあるのか。空き家対策についてどのように考えているのかお聞きします。

実態調査を行い、対策を検討していく

答弁 町長

近年、廃屋を含め空き家の問題は、全国的にも社会問題として取り上げられています。

この空き家には別荘のような、たまに寝泊りする住宅、賃貸または売却のために空き家になっている住宅、転勤や入院等の理由で長期にわたって不在になっている住宅、建て替えのために取り壊すことになっている住宅が含まれています。これらを差し引いても相当数と考えます。

これらの空き家等を放置しておきますと、防犯上の問題

や火災の危険性に加えて、冬は雪の重みに耐えきれず倒壊する恐れもあります。

更には地域の景観を損ねたり、周辺の生活環境を阻害する原因にもなります。

このようなことから、全国的に問題視されている空き家対策ですが、全国町村会からも国に対して、早急に対策を講じるよう要望をしています。

空き家対策に関する実態調査の実施の有無につきましては、これまでの種の調査は行ったことはありませんが、本町におきましても空き家・廃屋が今後増加することが予想されることから、町内会等の協力をいたしながら、実態調査を実施する考えです。

今後の空き家対策につきましては、実態調査の結果を踏まえた上で検討していきます。

再質問

地方公共団体や民間事業者等が空き家を宿泊施設や地域のコミュニティベースに再利用する場合、防犯上危険な廃屋を撤去する場合等に、国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業が活用されています。

この事業は、地域住宅交付金の基金事業に位置づけられ、国庫負担割合は2分の1、地方公共団体が補助する場合に、民間事業、空き家住宅の



北檜山区商店街の様子

取得費や所有者を特定するための経費も補助の対象となります。

また、1戸1棟から補助の対象となり、活用事業タイプの場合、空き家住宅だけではなく廃校舎等の空き建築物も対象となります。

空き家再生等推進事業を積極的に活用し、町の特性を生かした地域活性化につなげる空き家対策をするべきだと思います。

また、条例を早めに作っていかねければ、空き家対策はなかなか手の付けられない部分がありますので、条例制定・調査をいつの時点からするのかという具体的な答弁をお願いします。

状況を見ながら 有効な対策を打つ

再答弁 町長

空き家は個人の財産ですので、所有者が責任を持って処理・処分、あるいは再利用することが基本と思っていますが、そうはならない住宅もあると

と考えます。

町としては調査をした段階で、順序としては条例を作り、所有者に対して指導、勧告をする。さらにもう少し強くなりますと命令をする。それでも従わない場合、強力に解体等を促し、場合によっては公表する。

あるいは罰則を科す、さらには代執行をすること等も当然視野に入らねばならないと思います。

国の空き家再生等推進事業等を視野に入れて、再利用できるものも当然あるかと思えます。町としても、できるだけ早く条例を作り、有効な対策をしたいと考えています。

条例を作るためには、しっかりと調査してその根拠を明らかにしなければなりません。26年度から早速取り掛かり、その結果を見ながら条例制定を進めることになりました。

国もいろいろ新たな施策を出すということが今後期待されますので、状況を見ながら有効な対策を打っていきたいと考えています。

ふるさと応援寄附について



質問

せたな町にふるさと応援寄附、ふるさと納税をしてくださった方に、せたな産品のお礼を贈ることによって、それから寄附金の増額、また、地場産品の消費、宣伝に繋がると思います。

また、応援寄附をしやすくするために、寄附金の上限額の試算、確定申告の仕方等、相談を受けるようにすることもあるのではないかと。

内部で協議・検討をし、議会とも相談しながら判断をしたい

答弁 町長

寄附者へのお礼として特産

熊野 主税 議員

品を贈るなどの特典については、賛否両論あり、道内で特産品を贈っているのは、179市町村のうち約3割の58市町村となっています。

ご提言の、特産品を贈ることにより地場産品の消費拡大やPRに繋がるという点では私も考えは同じでありますので、今後、内部で協議、検討をした上で、議会とも相談しながら判断をしたい。

また応援寄附をしやすくするためにホームページでふるさと応援寄附の仕組みや寄附の方法、申込書などを掲載してPRに努めており、相談を受けましたらしっかりと説明をしていきたい。

再質問

寄附金のうち、税金から控除された額を差し引いた額が寄附者の負担額となるので、負担額に応じた特産品を贈ると、寄附金の全額が寄附者に

戻る事になります。

多くの特産品から選んでいただく事でふるさと納税だけではなく町の特産品のPRになると思います。

当町の実績は20年度から横ばいで、応募数は多くない方ですから、町の応援者を増やす為に納税者に申告の仕方と所得によって算定の仕方がずれる事から、一番適した納税率、納税額を算定している市町村もあると聞きますので、その辺も検討すべきだと思います。

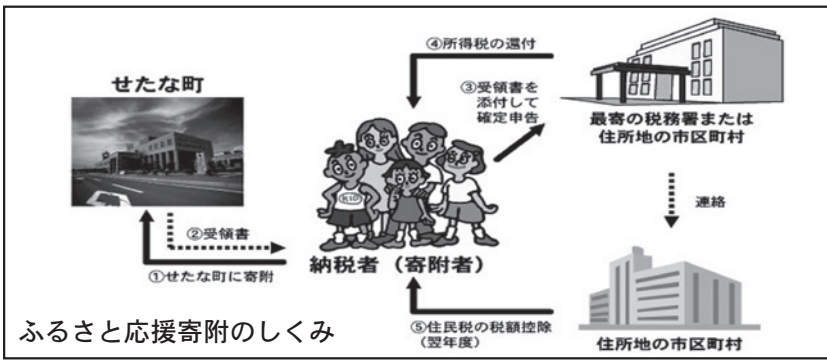
慎重に検討していく

再答弁 町長

道内で数千万、あるいは億を超えている市町村もありますが、相当な金額をバックしており、もしやるとしたらそういうことを十分考えながらふるさと納税というよりも特産品の消費拡大、PRということに徹底して追求していくことになり、税の趣旨からは相当外れることになると思います。

いろいろ賛否両論あると考
えていますから、慎重に検討
をしていかなければならない
と思っています。

また、その年によって変わ
る所得などで回答しづらいと
いうこともございますがそれ
ら十分気をつけながら納税者
ふるさと応援をしていただい
ける方々に対しては、相談を受
けたいと考えています。



災害時のSNSの利 用による情報伝達は

質問

災害時において情報収集に
よる情報把握は大変重要で
そのためには様々な通信手段、
伝達方法がありますが、SNS
の有効性が注目されていま
す。

長野県佐久市では今年2月
14日から15日の大雪で、積雪
や交通状況をツイッターで情
報収集し、大雪対策にネット
を活用した好例とニュースが
ありました。

この例ではツイッターでし
たが、ラインやフェイスブッ
クといった他のSNSの使用
も含め、災害時にこういった
SNSを活用できるよう、早
いうちに取り組まなければな
らないと考えますが、町長の
見解をお聞かせ下さい。

活用を検討する

答弁 町長

町の情報伝達手段として防

災行政無線、緊急速報エリア

メール、まちのホームページ、
北海道防災情報システムの公
共情報コモンズと連携したテ
レビ、ラジオからのニュース
速報などが整備されています
がこれらとは異なり、住民か
らのリアルタイムでの情報提
供が可能、いわゆる双方向で
の即応性に長けていることか
ら大規模災害の際に、地域住
民相互の情報交換手段として
SNSが活用され、大きな効
果を上げているということは
承知しています。

しかしながら、このソー
シャルネットワーキングサー
ビスは一つ間違えると、誤っ
た情報の拡散、言葉尻をとら
えたいわれなき誹謗中傷、い
わゆるネット炎上を招くなど、
それなりのリスクを伴うこと
も、広く知られているところ
であります。

これらのリスクマネジメン
トを適切に行いながら、議員
ご提案のとおり、有効な情報
伝達、情報収集手段としての
SNSの活用を検討して参り
たいと考えています。

再質問

光通信網が隔々まで整備さ
れ、各公共施設には携帯電話
通信会社による災害時にはす
べての端末機器が使用出来る
ワイファイ環境が昨年から供
用されています。

SNSで実際の送受信にど
のような問題が起きるか検証
しなければ使いたい時にうま
く運用できないことが危惧さ
れますので、その辺を考えた
取り組みをどのようにしてい
くか、町長のお考えをお聞き
いたします。

運用の方針等について、
原案の作成を進めてい
る

再答弁 町長

SNSの活用につきまして
は昨年から町でも担当者レベ
ルで検討中で、他の自治体の
例からも運用ポリシーである
とか活用のガイドライン等を
作成し、運用している状況で
すので、当町におきましても
同様にこうした原案の作成を
進めているところであり、町

の方針を固めた段階で、防災
情報についても運用してまい
りたいと考えています。

具体的な時期は未定であり
ますがリスクマネジメントに
関する事項について、協議が
整い次第、なるべく早い時期
に開設できるように進めてま
いりたい。

※SNSとは
ソーシャルネットワーキング
サービス(Social Networking
Service)の略。

インターネットを介して、
友人・知人との交流の円滑化
や、趣味・嗜好、居住地域、
出身校等の共通点から、新た
な人間関係の構築・交流がで
きる場を提供するサービスの
総称。

代表的なものに、ツイッ
ター、フェイスブック、ミク
シー等があります。

※ワイファイとは

無線でインターネットに接
続するための規格のひとつ。

児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用状況と指導は

質問

教育行政執行方針の中でも、児童、生徒の携帯電話やスマートフォンなどのトラブル等について、その指導に触れています。せたと町でも新年度からICT教育が始まりますが、ほかの市町村ではパソコンを家庭に持ち帰らせている学校があると聞きます。

このようなネットワーク社会の真っ只中で生活していかなければならない子どもたちへの指導が大変重要になってくると考えます。そこで、

- ① 児童・生徒の利用状況。
- ② 問題になった事例はあるか。
- ③ 具体的な対策、指導方法。以上3点についての質問をいたします。

昨年5月から、各学校で、ネットパトロールを実施している

答弁 教育長

① 学校独自の調査結果では、中学生の携帯電話、スマートフォンの所持率は25%。小学生につきましては、所持率の調査は行っていないませんが、少数の所持者が見受けられます。小中学校とも学校への持ち込みは禁止しています。

児童・生徒に対してはそれぞれに全校集会、総合学習、啓発リーフレットの配布、外部講師による安全利用教室の開催等、利用方法や個人情報保護の適切な管理指導しています。

保護者には、入学説明会やPTA総会などにおいて、携帯電話の必要性の有無やフィラリング、利用時間、利用ルールなどを決めて使用することを願っています。

② 小学生にはありませんが、中学生では、メールやラインにおいてお互いの感情を害する書き込みの事例が少数あり、指導しています。

また、フェイスブックやライン、ツイッター等で個人情報発信してしまう等の利用をしていた生徒に対して指導

し、やめさせた事例もありました。

③ 北海道教育委員会では民間業者に委託してネットパトロールを実施し、不適切な書き込みを発見した場合は、当該市町村の教育委員会へ連絡があります。昨年5月からは、各学校においても、ネットパトロールを新たに実施する事になりました。北海道教育委員会との連携を十分に図るとともに、ネットパトロールの検索技術の向上や最新の情報など、教職員や保護者が学習できる機会の充実に努めてまいりたいと考えています。

再質問

児童生徒が家庭に帰ってからのパソコン使用状況についてデータがありましたら教えてください。また、保護者等と連携しながら常識ある正常な運用をできるよう、事あるごとに指導していただきたいと思います。

パソコン所有状況

学 校 名	児童生徒数	所 持 数	所 持 率
大 成 中 学 校	45	23	51.10%
北檜山中学校	109	64	58.70%
瀬 棚 中 学 校	未 調 査		
小倉山小学校	5	5	100%
玉 川 小 学 校	8	6	75%
北檜山小学校 (5・6年生)	47	28	59.60%
若 松 小 学 校	7	5	71.40%
馬場川小学校	3	3	100%
7 校合計	224	134	59.80%

携帯電話・スマートフォン所有状況

	未 調 査		
せたと町小学生			
せたと町中学生	237	59	25%
全 国 小 学 生	—	—	36%
全 国 中 学 生	—	—	52%
全 国 高 校 生	—	—	97%

ます。

ネットの利用する利便さ、逆にその問題点や、どのような危険性をはらんでいるかといった情報のモラルを学校、保護者、関係者等と連携しながら常識ある正常な運用をできるよう、事あるごとに指導していただきたいと思います。

ネットに依存しない、人間関係の大切さを指導する

再答弁 教育長

パソコンの利用状況については別表で示したとおりです。当教育委員会といたしましては、平成21年度の文部科学省の通知にございます学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止という指導に当たっていますが、それだけでは問題の根本的な解決には思っていないと思います。児童生徒に正しい知識と使用方法を学ばせることが重要

だと認識をしています。

担任の教師であつても、実態把握が非常に困難だということも聞いていますが、その兆候などがあつたときには、速やかに保護者の協力のもとで、その実態把握に努め学校、保護者それと北海道教育委員会など関係機関と連携をしながら、危機感を持つて迅速に対応していきたいと考えています。

ネット上のトラブルは、いじめや犯罪に発展する恐れがありますので、ホームルームや総合的な学習時間などを通して、ネットに依存せず小中学生としてふさわしい人間関係を持つことの大切さを指導するよう各学校にお願いをすると共に、保護者の方々の協力を得ながら、通信事業者が提供する有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングを必ず携帯、スマートフォン、パソコンなどに設定するようお願いして対応を図つてまいりたいと考えています。



委員会 レポート

総務厚生常任委員会

一、調査年月日

平成26年1月22日

二、調査項目・調査結果

(1)保健福祉課所管

について

平成25年11月15日に開催された第5回の本常任委員会で、

モバイルパソコンよりも、インターネットを活用したタブレット方式の方が効果的ではないかとの指摘を受け、町のシステム等全体の保守管理を行っている業者と協議した結果、住基情報や税務情報とも連動しており個人情報保護の観点から不可とされたため、当初の計画どおりモバイルパソコンを活用した方式とする旨説明を受けました。

(2)財政課所管

・平成25年度の財政見通しについて

平成25年度の普通交付税額の確定に伴う、予算編成についての説明を受けました。

一、調査年月日

平成26年2月13日

二、調査項目・調査結果

(1)町立国保病院所管

・町立国保病院大成診療所の改築整備について

業務ごとの事業費や今後の事業のスケジュールについて説明を受けました。

一、調査年月日

平成26年2月28日

二、調査項目・調査結果

(1)保健福祉課所管

・せたな町障害区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

の概要について

・せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例の概要について

条例改正の概要について説明を受けました。

一、調査年月日

平成26年3月27日

二、調査項目・調査結果

(1)保健福祉課所管

・平成25年度せたな町介護保険給付費について

介護老人保健施設入所者の増加等により、給付決定額が見込みを上回つたため、補正予算で増額をする旨説明を受けました。

(2)町立国保病院所管

・せたな町立国保病院大成診療所の改築整備について

平成26年2月13日に開催された第2回の本常任委員会で、待合スペースの壁を平らにしてより広くできないかとの提案に対して、構造計算の再計算等が必要となり、予定工事費よりも増額する見込み

となることから、計画の変更は見送る旨説明を受けました。

産業教育常任委員会

一、調査年月日

平成26年1月15日

二、調査項目・調査結果

(1)産業振興課所管

・漁港漁村等環境整備事業について

本事業について、漁業者への支援として労務賃金等を支出しながら、漁港の維持補修、清掃等漁業集落の懸案事項を改善し、地域の環境整備を図るという目的、予算や財源、事業費の積算根拠について説明を受けました。

・水産物保管冷蔵施設整備
実施設計業務について

平成25年11月29日に開催された第8回の本常任委員会で報告されたひやま漁協瀬棚支所水産物保管冷蔵施設について、夏前には完成をさせ、1日でも早く漁業者に利用してもらうために、実施設計業務を